

令和5年度
東松山市学校給食運営委員会

教育総務課 学校給食センター

令和5年度東松山市学校給食運営委員会

次 第

令和6年2月1日（木）午後4時00分から
東松山市松山市民活動センター 2階 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委員長・副委員長の選任について

4 学校給食の概要について

5 議 事

（1）令和6年度学校給食運営委員の選定について

（2）令和6年度学校給食実施計画（案）について

（3）令和6年度学校給食用物資納入業者の選定について

（4）学校給食調理業務等の委託について

（5）牛乳アレルギー等による学校給食費の減額等の対応について

（6）令和7年度からの学校給食費改定について

6 その他

7 閉 会

令和5年度 東松山市学校給食運営委員会委員委嘱者名簿

区 分	氏 名	新任・再任	備 考
1号委員 (校長代表)	あがた としかず 阿形 寿和	再任	大岡小学校長
	ながさわ まこと 長澤 誠	新任	新宿小学校長
	たじま なおみ 田嶋 直美	新任	白山中学校長
2号委員 (給食主任代表)	おかべ なつこ 岡部 夏子	新任	新明小学校教諭
	さいとう ひろこ 齊藤 浩子	新任	唐子小学校教諭
	たに みすず 谷 未鈴	新任	高坂小学校教諭
	いのの まさよ 飯野 雅代	新任	青鳥小学校教諭
	やまだ いづみ 山田 いづみ	新任	北中学校教諭
3号委員 (保護者代表)	ながはる あやか 永春 綾香	新任	新明小学校
	かんべ たかひろ 神戸 考裕	新任	野本小学校
	おおはし ひとみ 大橋 仁美	新任	市の川小学校
	あまの まいこ 天野 麻衣子	新任	桜山小学校
	ほんま みきこ 本間 美紀子	新任	松山中学校
	おがわ ひとみ 小川 瞳	新任	南中学校
	しかやま ひろみ 鹿山 宏美	新任	白山中学校
4号委員 (校医代表)	こうの よしお 河野 喜男	再任	河野整形外科内科クリニック
	いわさき ふみゆき 岩崎 文之	新任	岩崎内科胃腸科医院
5号委員 (保健所長)	いけだ ひろみ 池田 凡美	新任	東松山保健所長

*任期は、令和5年8月1日から令和6年7月31日までとします。

*任期途中の異動があった場合は、後任が任期まで務めることとします。

学校給食の概要について

1 給食の経緯等

本市の給食は、昭和37年に松山第一小学校でミルク給食を開始、昭和39年に同校に調理室を設置した。

その後、昭和41年に共同調理場を設置し、完全給食を実施した。

昭和53年度において、給食人員が共同調理場の能力6,000食を超過し、これを解消するため、昭和54年度から市内11校の内、中学校(3校)を委託方式により給食を開始した。

以後、昭和58年度には、松山第一小学校の調理室を廃止。平成8年度には共同調理場の老朽化が著しいため、新築移転を実施。平成9年4月から名称を「東松山市学校給食センター」と変更して、現在に至る。

【経過】	昭和37年10月	松山第一小学校ミルク給食開始
	昭和39年 4月	松山第一小学校に調理室を設置し、完全給食を開始
	昭和41年 4月	共同調理場設置【調理能力 6,000食/日】 (松一小を除く小・中学校7校給食開始)
	昭和54年 4月	中学校3校・青鳥小の民間委託開始
	昭和58年 4月	新宿小学校・北中学校民間委託開始
	昭和59年 4月	桜山小学校民間委託開始
	昭和60年 4月	白山中学校民間委託開始
	平成 3年 4月	緑山小学校民間委託開始
	平成 9年 4月	共同調理場新築移転【調理能力 6,000食/日】 「東松山市学校給食センター」に名称変更
	平成18年 3月	緑山・桜山両小学校を閉校
	平成18年 4月	桜山小学校給食開始

【実施状況】

(R5.5.1 現在)

直営分	松一小・松二小・新明小・市の川小 大岡小・唐子小・高坂小・野本小	8校 3,456人
委託分	青鳥小・新宿小・桜山小	3校 1,288人
	松中・南中・東中・北中・白山中	5校 2,326人
合計		16校 7,070人 (教職員を含む)

2 令和4年度 学校給食実施状況 (実績)

(単位：円)

項 目	事業費	合計
決算額	学校給食運営事業・学校給食事業(直営分) 430,871,136 学校給食事業(委託分) 257,564,418	688,435,554
年間給食 延べ人員	※小学校 852,618 人 ※中学校 399,330 人 合計 1,251,948 人	

3 給食費の推移 (月額)

(単位：円)

年 度	小学校	中学校	改正年月日
S 5 1	2, 3 0 0	2, 8 0 0	S 5 1. 4. 1
S 5 3	2, 6 0 0	3, 2 0 0	S 5 3. 4. 1
S 5 6	3, 0 0 0	3, 5 0 0	S 5 6. 4. 1
S 6 0	3, 3 0 0	3, 9 0 0	S 6 0. 4. 1
H 5	3, 7 0 0	4, 4 0 0	H 5. 4. 1
H 2 8	4, 1 0 0	4, 8 0 0	H 2 8. 4. 1

4 一週間の献立

一週間のうち	米飯	3日
	パン	1日
	麺	1日

※ 献立は、給食センターで作成し直営、委託とも統一献立で実施している。

5 調理業務従事者等（令和5年5月1日現在）

- (1) 職員数
- ・事務 7人（市職員4人（うち任期付1人）、県栄養職員2人、市栄養職員1人（会計年度任用職員））
 - ・調理員 22人（正職員8人、任期付職員1人、会計年度任用職員13人）
 - ・洗浄員 1人（食器等洗浄委託）
 - ・運転手 3人（配送委託3人）
 - ・技術員 1人（ボイラー委託）

- (2) 給食配送車 3台（配送委託3台） コンテナ6ヶ積み
- (3) 配送距離等
最長 10.4km（輸送時間 約26分）
最短 0.9km（輸送時間 約2分）
全校輸送所要時間 約75分～90分

6 給食センター施設

- (1) 名称 東松山市学校給食センター
- (2) 所在地 東松山市大字下野本527番地1
- (3) 工期 (着工) 平成8年7月30日
(竣工) 平成9年3月21日
- (4) 給食開始 平成9年4月21日
- (5) 施設
- ① 敷地 4,746㎡
 - ② 建物（鉄骨造2階建て） 1,758.04㎡
- 【内訳】1階 床面積 1,351.08㎡

(事務室、検収室、下処理室、調理室、冷風・冷凍・
冷蔵庫、コンテナプール、食器・食缶洗浄室、準備
室、測定室、ボイラー機械室、その他)

2階 床面積 406.95㎡

(研修室、男女更衣室、食堂、シャワー室、洗濯室、
湯沸室、見学通路、その他)

- (6) 調理能力 6,000食 (R5.5.1現在3,471食)
(7) 厨房形態 ドライシステム
(8) 食器 強化磁器食器 (H13.1月から)
(飯碗・汁碗・皿・トレーの4点セット)
- (9) 建設費 926,794,000円
① 建物工事費 715,850,000円
 建築 364,620,000円
 機械設備 267,800,000円
 電気設備 83,430,000円
② 厨房設備費 210,944,000円

7 委託会社の概要

- (1) 会社名 埼玉学校給食(株) 代表取締役 柳下武司
(2) 住所 東松山市大字新郷88番地22 (Tel23-0777)
(3) 調理能力 10,000食 (R5.5.1現在3,633食:東松山市分)
(4) 従業員数 40人
(5) 給食開始年月日 昭和54年12月1日
(6) その他 敷地面積 5,797㎡
(7) 委託会社への
 貸与品 コンテナ、二重食缶、角食缶
 飯碗、汁碗、お皿、トレー、先割れスプーン等
(8) 委託校数 小学校 3校、中学校 5校

議事（１）令和６年度学校給食運営委員の選定について

令和６年度 グループ別役員選出一覧表（案）

（単位：人）

グループ	学校給食運営委員会（市）			備 考
	保護者代表	学校長代表	給食主任代表	
松山第一小学校 青鳥小学校 松山中学校	2	グループに関係なく3名選出	1	
唐子小学校 野本小学校 南中学校	1		1	
新明小学校 新宿小学校 東中学校	2		1	
松山第二小学校 大岡小学校 市の川小学校 北中学校	1		1	
高坂小学校 桜山小学校 白山中学校	1		1	
	7	3	5	※学校選出 15 校医代表 2 保健所長 1

【参考資料】保護者選出枠案（太字は委員長）

グループ 年度	松山第一小 青鳥小 松山中	唐子小 野本小 南中	新明小 新宿小 東中	松山第二小 大岡小 市の川小 北中	高坂小 桜山小 白山中
平成 28 年度	松山第一小	野本小	新明小 東中	市の川小	高坂小 桜山小
平成 29 年度	青鳥小 松山中	南中	新宿小	市の川小 北中	高坂小
平成 30 年度	松山第一小	唐子小 野本小	東中	大岡小	高坂小 白山中
平成 31 年度 (令和元年度)	松山第一小 青鳥小	南中	新明小 新宿小	松山第二小	桜山小
令和 2 年度	青鳥小	唐子小 野本小	東中	松山第二小 市の川小	高坂小
令和 3 年度	松山中	南中	新明小 新宿小	北中	桜山小 白山中
令和 4 年度	松山第一小 青鳥小	唐子小	東中	松山第二小 大岡小	高坂小
令和 5 年度	松山中	野本小 南中	新明小	市の川小	桜山小 白山中
令和 6 年度 (仮)	松山第一小 青鳥小	唐子小	新宿小 東中	北中	高坂小
令和 7 年度 (仮)	松山中	野本小 南中	新明小	松山第二小 大岡小	桜山小

【参考資料】給食主任選出枠案

グループ 年度	松山第一小 青鳥小 松山中	唐子小 野本小 南中	新明小 新宿小 東中	松山第二小 大岡小 市の川小 北中	高坂小 桜山小 白山中
平成 28 年度	青鳥小	南中	新明小	松山第二小	白山中
平成 29 年度	松山中	野本小	東中	大岡小	白山中
平成 30 年度	松山第一小	唐子小	新宿小	松山第二小	高坂小
平成 31 年度 (令和元年度)	青鳥小	野本小	東中	市の川小	白山中
令和 2 年度	松山中	南中	新明小	北中	桜山小
令和 3 年度	青鳥小	唐子小	東中	市の川小	高坂小
令和 4 年度	松山第一小	野本小	新宿小	松山第二小	白山中
令和 5 年度	青鳥小	唐子小	新明小	北中	高坂小
令和 6 年度 (仮)	松山中	南中	東中	大岡小	桜山小
令和 7 年度 (仮)	松山第一小	野本小	新宿小	市の川小	白山中

議事 (2) 令和6年度学校給食実施計画 (案) について

令和6年度 学校給食実施計画

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	給食回数		
2024 月																																		
4																																		14回
5																																		21回
6																																		20回
7																																		12回 (1学期67回)
9																																		17回
10																																		22回
11																																		18回
12																																		15回 (2学期72回)
2025 1																																		15回
2																																		18回
3																																		15回 (3学期48回)
																																		187回 (小学校186回) (中学校187回)

↑ 中学校卒業式
↑ 小学校卒業式 (中学生のみ給食)

- (1) ○印は給食実施日
- (2) 新1年生は4月18、19日の2日間はパンと牛乳のみの給食とし、22日から完全給食とする
- (3) 中学校3年生の3月は4日、5日の2日間のみ実施

議事 (3) 令和6年度学校給食用物資納入業者の選定について

令和6年度学校給食用物資納入業者一覧表

No.	業者名	代表者名	所在地	電話番号	取扱い品目
1	公益財団法人 埼玉県学校給食会	理事長 小澤健史	北本市朝日 2-288	048-592-2115	青果類 肉類 大豆・大豆加工品 こんにやく類 乾物類 冷蔵・冷凍食品
2	埼玉酪農業協同組合	代表理事組合長 青木雄治	熊谷市広瀬 456	048-521-1033	乳製品 冷凍食品
3	株式会社 松本青果	代表取締役 松本富司	鶴ヶ島市松ヶ丘 3-11-21	049-285-5405	青果類
4	東松山精肉商組合	組合長 大野初彦	東松山市本町 2-3-24	0493-22-2941	肉類
5	東松山豆腐商組合	代表者 竹田吉男	東松山市正代 766-1	0493-34-3707	大豆・大豆加工品
6	有限会社 丸屋商店	取締役 柳澤佳久	東松山市松葉町 1-18-13	0493-24-0808	乾物類
7	富士屋酒店	代表者 藤井尚之	東松山市石橋 499	0493-22-0986	乾物類
8	丸富食品 株式会社	代表取締役 永嶋良一	さいたま市見沼区新町1 37	048-686-7870	青果類 肉類 大豆・大豆加工品 こんにやく類 乾物類 冷蔵・冷凍食品
9	株式会社 ふくしま	代表取締役 福島毅春	川越市旭町 2-21-26	049-242-1694	青果類 肉類 大豆・大豆加工品 こんにやく類 乾物類 冷蔵・冷凍食品
10	関東食品 株式会社 埼玉支店	取締役支店長 武田淳	鶴ヶ島市柳戸町 7-11	049-285-0013	乾物類 冷蔵・冷凍食品
11	日栄物産 株式会社	代表取締役 平井昌一	高崎市間屋町 3-8-4	027-362-5055	青果類 肉類 大豆・大豆加工品 こんにやく類 乾物類 冷蔵・冷凍食品
12	株式会社 海幸水産	代表取締役 深井勇哉	さいたま市桜区田島 1-2-1	048-862-1254	こんにやく類 乾物類 冷蔵・冷凍食品
13	東新畜産 株式会社	代表取締役 小林公人	東京都板橋区向原 3-9-7	03-3972-4129	肉類 冷蔵・冷凍食品
14	ニクマサ	代表者 富田祥充	深谷市人見 423-5	048-575-3210	肉類
15	株式会社 丸中	代表取締役 高野公秀	川越市大字南田島 2022-1	049-235-0025	青果類
16	森乳業 株式会社	取締役社長 槇島廣太郎	行田市富士見町 1-3-2	048-554-4139	乳製品
17	赤城冷凍食品 株式会社	代表取締役 松永豊	熊谷市瀬南 103	048-527-7212	冷蔵・冷凍食品
18	株式会社 関口物産	代表取締役 関口茂	草松山市大字上唐子 1275-2	0493-24-0774	青果類
19	JA 埼玉中央 東松山生産者直売組合	組合長 横尾真	東松山市大字下青島 714-1	0493-24-3157	青果類

No.	業 者 名	代 表 者 名	所 在 地	電 話 番 号	取 扱 い 品 目
20	宮野ストア一	代表者 宮野国男	鳳山町大字志賀 274-152	0493-62-4041	青果類
21	丸勝かつおぶし株式会社	代表取締役 真辺健二	東松山市新郷 88-74	0493-23-3411	乾物類
22	エフ・ブイ商事株式会社	代表取締役 飯島良浩	上尾市西門前 257-1	048-776-2229	青果類
23	株式会社サンマルフーズ	代表取締役 本間秀一	東松山市砂田町 15 番地 4	0493-22-5323	水産加工類
24	株式会社サイセイ	代表取締役 齊藤弘昭	上尾市西門前 286	048-776-3738	青果物類
25	有限会社 小島屋	代表者 鈴木啓介	川越市石原町 1-30-2	049-225-1192	青果物類
26	株式会社 辻青果【新規】	代表取締役 渡邊聖文	群馬県伊勢崎市三笠町 4420-1	0270-62-5733	青果物類
27	株式会社ミートもとむら【新規】	会長 本村雄三	東松山市新郷 69-5	0493-24-4029	食肉類

・東松山精肉商組合	有限会社吾野屋商店	代表取締役 小笠原勝	東松山市高坂 965-2	0493-34-4059
	有限会社大野畜産商事	代表取締役 大野初彦	東松山市本町 2-3-24	0493-22-2941

・東松山豆腐商組合	相模屋豆腐店	代表者 竹田吉男	東松山市大字正代 766-1	0493-34-3707
-----------	--------	----------	----------------	--------------

議事（４）学校給食調理業務等の委託について

東松山市学校給食センターの調理業務等の民間委託については、令和5年9月開催の教育委員会会議で協議するなど検討し、令和8年度を目途に進めていくことを確認しました。

今後は、「委託化までの検討スケジュール」に沿って、令和6年度には委託業者の選定方法や仕様書などを検討し、作成する予定です。

そこで、その仕様書を作成するに当たり、基本方針を別紙「調理業務等の委託に関する仕様書の基本方針について」のとおり定めます。

【委託化までの検討スケジュール】

	令和5年度						令和6年度						令和7年度						令和8年度												
	4/5月	6/7月	8/9月	10/11月	12/1月	2/3月	4/5月	6/7月	8/9月	10/11月	12/1月	2/3月	4/5月	6/7月	8/9月	10/11月	12/1月	2/3月													
委託化スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先行自治体への視察・情報収集 ・ 教育委員会会議に委託化について協議 						<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体の会議に出席し、意見聴取 ・ 教育委員会会議に委託化について協議・報告 ・ 学校給食運営委員会にて意見聴取 						<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会会議に委託化に関する事項を適宜、協議・報告 ○ 委託業者の選定方法や仕様書などを検討・作成 ・ 学校給食運営委員会にて意見聴取 						<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名委員会等を経て、業者選定 ・ 教育委員会会議に選定方法などを報告 ・ 学校給食運営委員会に選定方法など提示 						<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者決定 ○ 約半年をかけて委託業者と引継ぎや打合せ 						<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理等業務の民間委託化開始

【調理業務等の委託に関する仕様書の基本方針について】

1 民間に委託する業務内容

別紙「委託を取り入れた際の学校給食の流れ」のとおり、学校給食業務には、献立の作成から洗浄・清掃までの一連の流れがあります。

本市が進める事業は、「食材の検収」、「調理作業」、「洗浄・清掃」の業務を民間へ委託することです。給食センターの運営や献立作成、食材の購入、調理の検査等はこれまでどおり市が行い、所長、栄養教諭（栄養士）及び事務職員は引き続き配置します。

2 委託事業者の選定方法

安心・安全な給食を提供していくため、コストだけでなく、学校給食調理等業務経験者を配置するなど学校給食等の委託実績の経験や技術力等を審査した上で、信頼できる業者を選定できる入札方式（例 プロポーザル（企画提案）方式）を検討します。

3 民間委託と食育の関係

学校給食は、児童生徒に望ましい食習慣を身につけさせるとともに、食に対する理解や関心を高めるための「生きた教材」として、重要な役割を担っています。

食育の指導に当たっては、これまでどおり栄養教諭や学級担任が授業や給食時間に行います。

4 食品の安全性や給食の質の確保

給食の献立は、これまでどおり学校給食センターの栄養教諭が、文部科学省が定めた「学校給食摂取基準」を基本に栄養のバランスを考え、作成します。

なお、給食に使用する食材については、埼玉県学校給食会や埼玉中央農業協同組合など、本市の給食物資納入業者の登録をしている業者から安全な物資購入を行い、地場産物活用についても積極的に推進します。

5 衛生管理の徹底

これまでどおり、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」等に基づき衛生管理の徹底を図ります。

また、保健所の調査や学校薬剤師による定期検査、民間業者による衛生管理検査も従来どおり行い、衛生管理の状況を栄養教諭や学校給食センターの職員とともに確認します。

6 食材の検収

委託事業者が食材の検収を行い、食材の異常を発見した際は、速やかに栄養教諭、所長及び事務職員へ緊急連絡が入る体制を整備します。

7 事故発生時の責任体制

万一食中毒等の事故が発生した場合には、給食の実施者である市（教育委員会）が責任をもって対処します。

ただし、委託事業者に責任がある場合は損害賠償を求めます。

8 履行保証人の設定

委託事業者が調理業務等の事業継続が困難となった場合を考慮し、業務履行保証人を契約までに設定することにより、安心・安全な学校給食の提供を担保します。

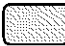
9 任期付職員や会計年度任用職員の雇用

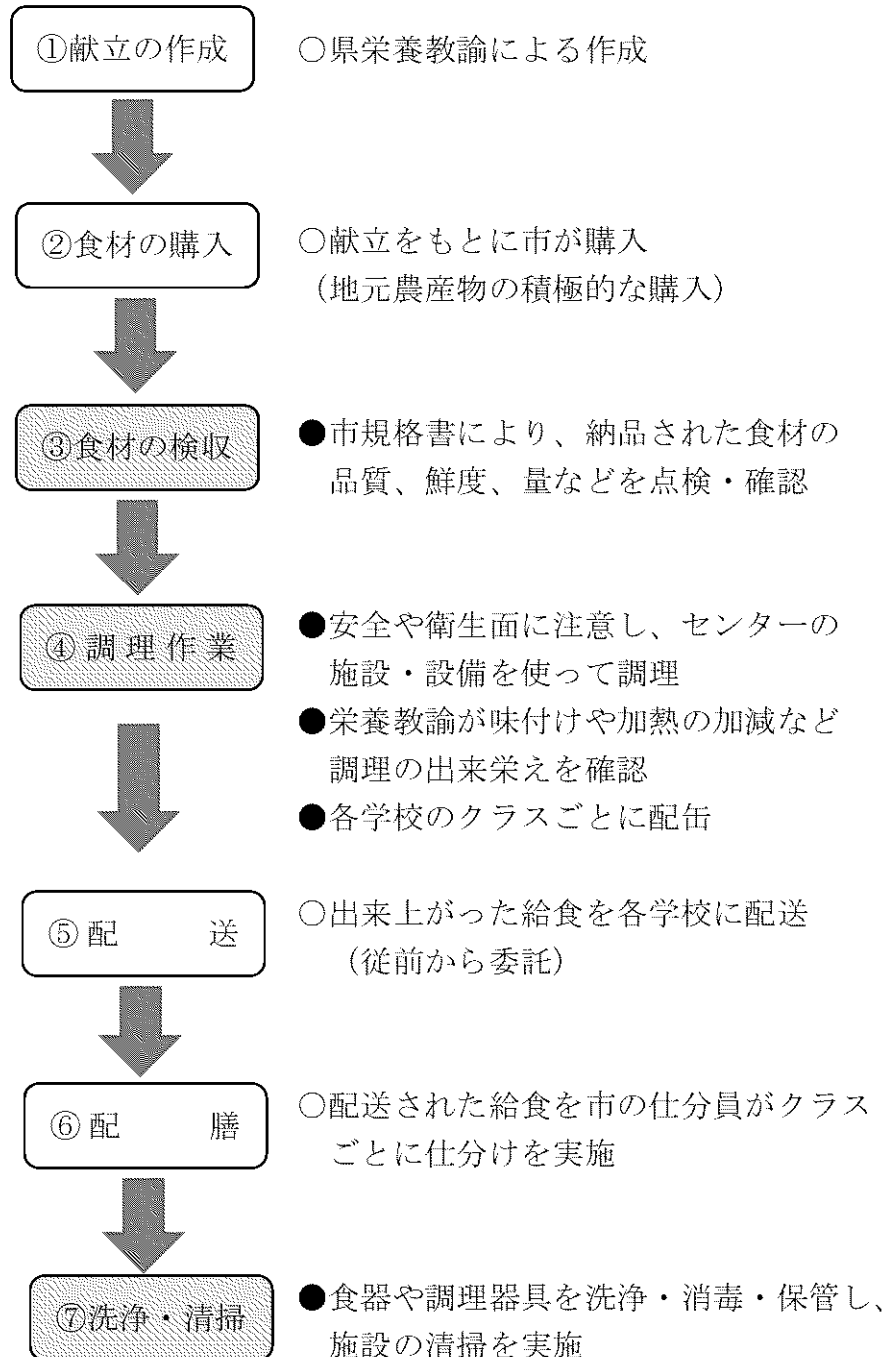
現在、当センターに市職員として勤務する任期付職員や調理補助の会計年度任用職員が、調理業務等を民間委託する業者の従事者として希望する場合は、採用に努めるよう委託業者に求めます。

10 市の行事への協力

日本スリーデーマーチ等の行事への協力を求めます。

「委託を取り入れた際の学校給食の流れ」

 = 委託する業務



議事（５）牛乳アレルギー等による学校給食費の減額等の対応について

1 経緯・実施内容

牛乳アレルギーを持つ子供の保護者から、学校給食費から牛乳代を減額してほしいとの要望があったことを受け、他自治体の状況等を調査しました。

当該調査結果等を踏まえ、給食食材のうち牛乳は単価が明確であること、各学校の対応内容等を整理したことから、牛乳アレルギー等対象者の牛乳を発注せずに対象者への学校給食費の減額を実施します。

2 運用開始

令和6年4月から

3 対象者

医師の診断により牛乳の摂取が困難と診断された学校給食喫食者で、学校給食飲用牛乳停止届を提出した者（児童生徒の他、教職員等も含む）

- ・牛乳アレルギー
- ・乳糖不耐症等

4 牛乳なしの場合の学校給食費（令和5年度牛乳単価による試算）

（牛乳代）58.38円（単価）×185食÷11か月 ≒ 980円

（減額後の学校給食費）

小学校 4,100円（月額）－ 980円 ＝ 3,120円（減額後の月額）

中学校 4,800円（月額）－ 980円 ＝ 3,820円（減額後の月額）

※令和6年度の牛乳単価は、3月上旬に決定予定。

5 減額の適用

(1) 年度当初

対象者（新小学1年生を含む）が、前年度の3月末までに学校へ飲用牛乳停止届を提出した場合は、当該年度4月から牛乳代を減額します。

(2) 年度途中

対象者が、学校へ飲用牛乳停止届を提出した翌月分から牛乳代を減額します。

議事（6）令和7年度からの学校給食費改定について

1 経緯と現状について

本市の学校給食費については、下表のとおり、平成28年度に改定し、その後3年ごとに改定が検討されましたが、それ以降は据え置かれています。

また、直近の令和3年度の改定検討（令和4～6年度分）の際は、新型コロナウイルス感染症で経済的に影響を受けた子育て世代への配慮が欠かせない状況も踏まえ、これまでと同額とするとなりました。

あわせて、今後も3年ごとの改定の検討を原則としつつ、物価状況など学校給食費に及ぼす影響が大きい場合は、3年を経過せずとも必要に応じて改定することとしました。

こうした中、本市では、令和4年度及び令和5年度に、コロナ禍における食材費の高騰対策として、市が高騰分を補填することにより、学校給食費を引き続き据え置いています。

なお、学校給食に係る経費のうち、施設設備や人件費については、小中学校の設置者である市が負担しますが、食材料費については、児童生徒の保護者が負担することとされており、この保護者が負担する費用が「学校給食費」と言われています。

学校給食費の推移

(単位：円)

年度	昭和53年度	昭和56年度	昭和60年度	平成5年度	平成28年度
小学校	2,600	3,000	3,300	3,700	4,100
中学校	3,200	3,500	3,900	4,400	4,800

2 今後の検討について

市では、令和6年度に、本運営委員会での意見を踏まえて、令和7年度から9年度までの学校給食費の改定を検討します。

そのため、本運営委員会では、栄養基準を満たし、安心・安全な学校給食の提供に必要な、適正な学校給食費の額と保護者負担の在り方について審議します。

なお、今後令和6年8月に本委員を改選した後、10月を目途に委員会の考えを取りまとめる予定です。

審議する上での参考として、以下のとおり、現在の食材費の高騰状況や近隣自治体の学校給食費の状況等について報告します。

- 本市の直近の3年間（令和3年度～令和5年度）の食材費の高騰は、下表のとおり平均上昇率が10%となっており、その高騰分は市が補填しています。

品名		上昇率	平均上昇率
主食	米飯(5品目)	10%	10%
	パン(10品目)	10%	
	麺(2品目)	13%	
牛乳	牛乳(1品目)	9%	
副食	青果(37品目)	3%	
	精肉(6品目)	6%	
	調味料(69品目)	12%	
	その他副食(138品目)	13%	

※令和3年度と令和5年度で使用した食材で比較

- 食品の原材料価格の高騰は、各国の紛争や原油高などによるもので、来年度もこの傾向は続くことが想定されます。
- 国による「毎月勤労統計調査」の労働者1人当たりの平均賃金を示す現金給与総額を令和3年10月時点の271,121円と令和5年10月時点の279,232円で比較すると、約3.0%の上昇となっているが、物価の上昇に追い付かず、家計への影響は非常に大きいものと考えています。

- 近隣自治体の学校給食費（西部11市）については下表のとおりです。

西部11市の状況

市町村名	学校給食費(月額)		改定日	備考
	小学校	中学校		
東松山市	4,100円	4,800円	H28.4	
川越市	4,350円	5,250円	H27.4	
所沢市	4,210円	4,930円	H26.4	R6.4無償化予定
飯能市	4,490円	5,294円	R2.4	R6.4改定予定
狭山市	4,300円	5,000円	H30.4	
入間市	4,400円	5,100円	R5.4	徴収月：12ヶ月
富士見市	4,300円	5,100円	R2.4	
坂戸市	4,100円	5,000円	R2.4	R5.4無償化
鶴ヶ島市	4,600円	5,350円	R5.4	
日高市	4,300円	5,200円	R5.4	
ふじみ野市	4,300円	5,100円	R2.4	
平均	4,313円	5,102円		

(目的)

第1条 この条例は、東松山市学校給食運営委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 東松山市立小・中学校の学校給食の運営に関する事項を審議するため、東松山市学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校長代表
- (2) 小・中学校給食主任代表
- (3) 小・中学校の児童及び生徒の保護者代表
- (4) 小・中学校の校医代表
- (5) 保健所長

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会は、毎年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、東松山市学校給食センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、委員長が会議においてこれを定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月29日条例第6号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月22日条例第3号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年6月23日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月18日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。